

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 平成29年10月10日(火) 午後1時00分～2時45分
2. 開催場所 大和高田市役所 4階会議室
3. 出席委員 農業委員(13名) 農地利用最適化推進委員(4名)

農業委員	氏名	農業委員	氏名	推進委員	氏名
1	森本 輝雄	8	中江 彰	1	岡本 勝康
2	今村平治郎	9	上田美加子	2	寺田 勉
3	鶴山 久雄	10	前田 全計	3	稲岡 丈介
4	小川 隆興	11	藤岡 秀信	4	吉岡 重治
5	奥本 正嗣	12	弓場 一郎		
6	木下 浩明	13	本郷 保則		
7	梅田 昌宏				

4. 欠席委員 農業委員(0名) 推進委員(0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項規定について申請の件

議第2号 農地法第4条規定による申請の件

議第3号 農地法第5条規定による申請の件

議第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画について

議第5号 その他

1) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について

2) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 龍 節子

事務局補佐 東浦章仁

7. 会議の概要

議長 ただ今から10月の定例委員会を開催致します。本日の出席委員は、農業委員13名全員出席されていますので、総会は成立していることをご報告致します。また推進委員さんも4名全員出席されています。

(あいさつ)

議長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(会長一任の声有り)

議長 会長一任とのお声がありましたので、本日の議事録署名委員に7番、梅田委員さんと、8番、中江委員さんのお二人を指名致しますのでよろしくお願い致します。続いて議事日程、第2、

会議書記の指名には、事務局の龍局長と東浦補佐を指名致します。

議 長 それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。まず、議第1号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 それでは議案書1ページをお願い致します。議第1号、農地法第3条第1項について申請の件を説明致します。本件は、農地を農地として耕作するため、売買により所有権移転するための申請でございます。番号1番、申請地、大字根成柿□□□番2（畑）394㎡、譲受人、榎原市、□□□□、譲渡人、榎原市、□□□□（持分□／□）、神奈川県横浜市、□□□□（持分□／□）、権利の種類は、売買による所有権の移転で申請理由は、規模拡大のためでございます。なお、譲受人の耕作地面積は、5,289㎡と下限面積を満たしています。場所は、調査順序表第□番目、ネオシティ大和高田A棟の□側すぐのところでございます。以上、議第1号につきましては1件の申請で、申請に伴う書類等はいずれも具備致しております。続きまして、今回の申請書に記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させていただきます。まず、現在保有する農地と、今回、権利を取得するすべての農地を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件につきましては、榎原市の耕作証明書が添付されており、現在保有しているすべての農地を耕作されておられるようですので、今後も引き続き耕作の用に効率的に利用することが見込まれることから、支障がないものと判断致します。次に、権利を取得した後に、農作業に従事するかという常時従事要件につきましては、世帯員等の現在の農作業の従事状況からしても、受人は、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の地域との調和要件につきましては、地域の慣習等に従い、協力して行い、現状どおり畑として使用されるとのことでありますので、農業上の総合的な利用には支障がないものと考えます。以上、今回の案件の申請内容から致しますと、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可用件のすべてを満たすと判断致します。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。
(なしとの声あり)

議 長 ご質問がないようですので採決致します。それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。
(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第1号は、原案のとおり決定致します。次に、議第2号を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 議第2号、農地法第4条規定による申請の件について説明致します。本件は、市街化調整区域内の自己農地を農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。番号1番、申請地、大字野口□□□番1の一部（田）944㎡の内253.63㎡、申請人、大字野口□□□□、転用目的は、農業用倉庫への転用でございます。場所は、調査順序表第□番目、陵西小学校より□へ約300mのところ。なお、申請に伴う書類等農家判定書につきましても、具備致しております。以上、議第2号につきましては1件の申請でございます。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 それでは、農地部会の審議内容を報告させていただきます。現地調査順序表を参考にご覧下さい。番号1の大字野口の□□さんの農家用倉庫への転用の申請であります。申請地の現況としては、耕作されています。周囲の状況は、北側・南側・東側に道路、西側は河川です。南側から2m

幅の進入路を設け、地上し、土砂の流出がないように造成されるということです。雨水は、自然浸透で北側水路に排水されます。野口水利組合からも同意を得ています。周囲への被害はないものと思われます。農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。以上、報告させていただきます。ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 　ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて、農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 　説明させていただきます。申請地の農地区分につきましては前面道路にガス管、水道管が埋設され、近隣に陵西小学校などの教育施設や医療施設として吉本病院がありますので、第3種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、通帳の写しも添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。次の、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後、米の刈り取りも終わっておりますので直ちに着手するということですので確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用目的からして妥当な面積であると判断致します。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、周囲には農地が無く、支障ないものと思われます。以上、ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 　ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、議第2号について何かご意見、ご質問のある方は挙手でお願い致します。

4 番 　申請地の東側に車で通行出来る道路が有るようですが、計画図面には、その道に沿って2mの通路を計画されておりますが、東側道路は基準法上の道路ではないと図面に記載されておりますが、現在の道は道路として扱われない訳ですか。

事務局 　農道等によりましては建築基準法上の道路にあたらぬ道がありまして、今回の東側の道路は、それにあたり、進入としては南側の道路からという扱いになり南側からの進入路が必要となるためです。

4 番 　道路として使っておられていても、道路として扱われない場合があるのですね。よく理解できていませんが、わかりました。

議 長 　他にご質問ございませんか。ないようですので、採決致します。この第2号議案、農地法第4条規定による申請の件について、賛成の農業委員の方は挙手をお願い致します。
(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので、議第2号については、県へ送付することに決定致します。次に、議第3号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 　議案書2頁、議第3号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。本件は、市街化調整区域の農地を売買及び使用貸借権の設定により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。番号1番、申請地、大字勝目□□番1(田)1642㎡、譲受人、旭北町、有限会社□□□、□□□□、譲渡人、大字勝目、□□□□、申請地は、売買による所有権移転で、一戸建専用住宅5戸及び露天資材置場への転用申請でございます。場所は、調査順序表第□番目、田井池の□側のところでございます。番号2番、申請地、大字曾大根□□□番1(田)579㎡、譲受人、八尾市、有限会社□□□□□、譲渡人、神奈川県横浜市、□□□□、申請地は、売買による所有権移転で、一戸建専用住宅2戸への転用申請でございます。場所は、調査順序表第□番目、曾大根第二踏切□側のところでございます。番号3番、申請地、大字西坊城□□□番1の一部(田)956㎡のうち200.29㎡、譲受人、大字築山、□□□□、譲渡人、大字西坊城、□□□□、申請地は、使用貸借権の設定により一戸建専用住宅への転用申請でございます。場所は、調査順序表第□番目、出簡易郵便局より□□に約250m

のところであります。番号4番、申請地、大字西坊城□□□番1の一部(田)956㎡のうち216.21㎡、譲受人、御所市、□□□□、譲渡人、大字西坊城、□□□□、申請地は、使用貸借権の設定により一戸建専用住宅への転用申請でございます。場所は、3番の申請と同じく調査順序表第□番目、出簡易郵便局より□□に約250mのところであります。番号5番、申請地、大字田井□□□番地、地目(畑)現況(田)892㎡、譲受人、□□□□株式会社、譲渡人、大字田井、□□□□、申請地は、売買による所有権移転により露天資材置場への転用申請でございます。場所は、調査順序表第□番目、クリーンセンターより□へ約500mのところでは。以上、議第3号につきましては5件の申請でございます。

議長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告をお願いします。

部会長 　それでは農地部会の審議内容を報告させていただきます。調査順序表により説明させていただきます。順序表2番、大字曾大根の□□、□□□さんの一戸建専用住宅(2戸)への転用の申請であります。申請地の現況は、休耕状態にあります。周囲の状況は、北側に宅地、東側は農地、西側は鉄道用地、南側は道路です。周囲に擁壁を設け、地上し、土砂の流出がないように造成されます。東側の隣接農地の方や曾大根水利組合からも同意を得ています。汚水は、浄化槽を設け、雨水とともに南側既設水路に排水されます。周囲への被害はないものと思われま。農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。3番と4番は、大字西坊城の□□さんの使用貸借権設定による一戸建専用住宅への転用の申請であります。兄弟の住宅を2戸建築される計画です。申請地の現況は、耕作されています。周囲の状況は、北側・南側は宅地、東側は父親の農地、西側は道路です。西側道路面まで地上し、土砂の流出がないように造成されます。西坊城水利組合からも同意を得ています。汚水は、浄化槽を設け、雨水とともに西側既設水路に排水されます。周囲への被害はないものと思われま。農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。5番、大字勝目の□□□□□□□□さんの一戸建専用住宅及び露天資材置場への転用の申請であります。申請地の現況は、休耕状態にあります。周囲の状況は、北側・南側は道路、西側に農地、東側は水路です。周囲に擁壁を設け、地上し、土砂の流出がないように造成されます。西側の隣接農地の方や勝目水利組合からも同意を得ています。汚水は、浄化槽を設け、雨水とともに北側既設水路に排水されます。周囲への被害はないものと思われま。妥当な申請であろうという審議結果でした。6番大字田井の□□□□さんの露天資材置場への転用の申請であります。申請地の現況は、耕作されています。周囲の状況は、北側は資材置場、南側は農地、東側は河川、西側は申請者の工場や農地です。周囲に擁壁を設け、地上し、土砂の流出がないように造成されます。西側の隣接農地の方や田井水利組合からも同意を得ています。雨水は、自然浸透で西側既設水路に排水されます。周囲への被害はないものと思われま。農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。以上、農地部会での審議結果を報告させていただきます。ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について事務局より説明願います。

事務局 　それでは説明させていただきます。番号1番、勝目の申請地の農地区分は水管、ガス管の埋設された4m以上の道路に面しており、近隣にはよのもと保育園や医療施設があり、第3種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は会社の資金と銀行の融資資金によりまかなう計画で、預金通帳及び銀行の融資提案書の写しも添付されております。転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より着手し約1年間で完成との計画でありますので

確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用の目的、事業規模からしても妥当な面積であると考えます。次に、第2番、大字曾大根の農地区分につきましては、宅地化の状況が、街区の面積の4割を超えており、第3種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は会社の資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しも添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より着手し約1年間で完成との計画でありますので確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用の目的、事業規模からしても妥当な面積であると考えます。続いて、第3番目、第4番目大字西坊城の農地区分につきましては、水管、ガス管の埋設された道路に面し、近隣に教育施設や医療施設がございますので、第3種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は□□より借り入れされる計画で、ローンの審査結果の写しも添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より着手し約6ヶ月完成するとの計画でありますので確実であると考えます。また、計画面積につきましては、自己住宅を1戸ずつ計画されることですので妥当な面積であると考えます。次に、第5番目の大字田井の農地区分につきましては、近鉄浮孔駅から約600mの宅地化の進む区域に位置し第2種農地と判断致します。資力及び信用につきましては、必要な資金は会社の資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しも添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より着手し約2ヶ月で完成との計画でありますので確実と考えます。また、計画面積につきましては、現在使用されている場所の拡張であり、妥当な面積であると考えます。以上、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この議第3号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

（なしの声有り）

議 長 　ご意見、ご質問などがないようですので、採決致します。議第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手でお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議第3号は県へ送付することに決定致します。次に議第4号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議案書3ページをお願い致します。議第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。整理番号1番、利用権の設定を受ける者、大東町、□□□□、利用権を設定する者、大和郡山市、□□□□、利用権を設定する農地、大字松塚□□番1（田）688㎡、大字松塚□□番3（田）622㎡、大字松塚□□番（田）1,675㎡、大字松塚□□番1（畑）110㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、野菜を栽培しての利用で、期間は、平成29年11月1日から平成32年10月31日までの3年間でございます。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の

事業に必要な農作業に常時従事すると認められることなどの各要件を満たしております。この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対しましてその旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問などありませんか。

（なしの声有り）

議 長 　ご質問などがないようですので、採決致します。それでは、議第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議第4号につきましては、産業振興課に対し原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。次に、議第5号、その他の1番、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第5号、その他の1番、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について説明致します。本件は、租税特別措置法第70条の6の規定の適用を受けるため、証明の願出をされているもので、税務署への相続税申告の書類の一部として必要になるものでございます。番号1番、所在地、大字松塚□□□番1外19筆、頁は3頁から4頁にわたっております。面積は、田が16筆で15,413㎡、畑が4筆で1,307㎡、合計16,720㎡、相続人、大字松塚、□□□□、被相続人、大字松塚、□□□□□、以上の調査内容と致しまして、相続人が引き続き農業経営を行うとのことでありますので、あらかじめ事務局で、証明に伴う調査書により平成29年9月26日に現況が適切な農地であり、以前より相続人が耕作されていることの実事確認を致しましたので、適格要件を満たしているとの判断を致しております。ご決定を頂きますと申請者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件につきまして何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手で願います。

（なしの声あり）

議 長 　ご質問などがないようですので採決致します。それでは、議第5号、その他1番について、承認することに賛成の方は挙手で願います。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議第5号、その他1番、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認については、事務局処理に決定致します。それでは議第5号、その他2番を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 　議案書5ページをお願い致します。議第5号、その他の2番、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明致します。本件は、相続により農地の権利を取得した時の届出分についての報告でございます。番号1番、申請地、大字田井□□□番1外6筆、田は5筆で5,381㎡、畑は2筆で548㎡、相続人、大字田井、□□□□、平成29年9月12日、相続による権利の取得の届出で、あっせんの希望はされておられません。以上、報告第1号につきましては1件の届出でございます。

議 長 　ただ今の専決処分の報告第1号の案件につきましては、委員の皆様への報告とさせていただきます。続いて議第5号、その他2番、専決処分の報告第2号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第5号、その他の2番、専決処分の報告について報告第2号、農地法第5条第1項第6号

の規定による転用届出の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告であります。今回議案と致しましたのは、平成29年8月26日から平成29年9月25日までの報告分でございます。番号1番、転用届出地、南今里町□□番3（畑）68㎡、□□番1（田）781㎡、譲受人、大阪市天王寺区、□□□□株式会社、譲渡人、今里町、□□□、転用目的、露天駐車場、売買による所有権移転でございます。平成29年9月5日今村会長に連絡し、事務局も確認し、書類も具備致しておりましたので、専決処理を行ったものでございます。番号2番、転用届出地、土庫二丁目□□□番1（田）1,179㎡、譲受人、香芝市、□□□、譲渡人、堺市北区、□□□□、転用目的、住宅及び資材置場、道路で売買による所有権移転でございます。平成29年9月5日に確認委員の本郷委員に連絡致しまして、事務局ともに現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。番号3番、転用届出地、大字有井□□□番1（田）120番1、田、合計面積731㎡、譲受人、香芝市、□□□□、譲渡人、大阪府柏原市、□□□□、大字有井、□□□□、転用目的、露天資材置場、売買による所有権移転でございます。平成29年9月14日に確認委員の奥本委員に連絡致しまして、事務局ともに現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。番号4番、転用届出地、大東町□□□□番地（田）1,232㎡、譲受人、奈良市、有限会社□□□□、譲渡人、大阪府守口市、□□□□、転用目的、一戸建専用住宅で、売買による所有権移転でございます。平成29年9月22日に確認委員の本郷委員に連絡致しまして、事務局ともに現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。以上、第5条関係4件の専決処分の事後報告でございます。

議長 　ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。

（なしの声あり）

議長 　なしとの声がありましたので、異議がないということで報告第2号を終わります。確認委員の本郷委員さん、奥本委員さんには大変お忙しい中、ご確認頂きましてありがとうございます。議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。他にないようですので、委員の皆様方には、お忙しい中お集まり頂き大変ご苦勞様でした。これで10月の定例委員会を終らせて頂きます。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議長	今村平治郎
署名委員	梅田 昌宏
署名委員	中江 彰